

件 名	平成27年国勢調査堺市実施本部の設置について
現 状 と 課 題	<p>【国勢調査の現状及び課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護に対する意識の高まりをはじめ、オートロックマンション、就業形態の多様化や生活様式の変化などにより世帯との面談そのものが困難な状況が生じている。 ○ パソコンやスマートホンの普及によるインターネットを利用した調査方法への対応が求められる。 ○ 大規模調査における調査員の確保が非常に困難となっている。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	<p>【国勢調査の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の最も基本的で重要な統計調査で我が国に居住するすべての人を対象として実施 ○ 調 査 日：平成27年10月1日（木）午前零時現在 ○ 調査項目：世帯員に関する事項 男女の別、出生の年月、就業状態など13項目 世帯に関する事項 世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など4項目 (資料1参照) <p>【対応及び今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年国勢調査の実施にあたり効率的な実施体制を整え、国勢調査の実施に万全を期すため、平成27年4月1日に平成27年国勢調査堺市実施本部を設置する。 (資料2参照) ○ 平成27年国勢調査堺市実施本部規程を制定し、市長公室担任副市長を本部長に、各局長、各区長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長（管理担当）、各行政委員会事務局長、議会事務局長を本部員として全庁の本部体制を構築する。 また、担当小学校区の指導員及び調査員を選定するとともに当該小学校区の国勢調査を統括する代表指導員を実施本部に置く。(資料3参照) ○ 代表指導員を含む約700名の指導員については職員数に応じて各局区に推薦を依頼し、全庁的に取り組む。(資料4参照) ○ 平成27年国勢調査堺市協力委員設置要綱を制定し、校区代表者に協力委員への就任を依頼する。また、約7,000人に及ぶ調査員の推薦を依頼するなど堺市自治連合協議会に協力依頼を行う。 <p>【スケジュール(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年4月 1日 国勢調査堺市実施本部設置（本部員発令） ○平成27年4月28日 代表指導員発令 ○平成27年7月15日 指導員発令 ○平成27年9月上旬～10月中旬 実査期間 (資料1参照)
効 果 の 想 定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自の制度として、小学校区単位で代表指導員を設置し、代表指導員を含む指導員に職員が就任することにより、より精度の高い調査を行う。
関 係 局 と の 政 策 連 携	全庁

(注) 内容詳細については、別添資料を参照

平成 27 年国勢調査の概要及びスケジュール

国勢調査の概要

○国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として、我が国に居住するすべての人を対象として実施
大正9年(1920年)から5年ごとに実施され、平成27年調査(2015年)は20回目となる。

○調査日:平成27年10月1日(木) 午前零時現在

○調査対象:平成27年10月1日現在、我が国に常住するすべての人

○調査項目:世帯員に関する事項:男女の別、出生の年月、就業状態など13項目

世帯に関する事項:世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など4項目

平成 27 年国勢調査の新たな取組(オンライン調査の先行実施)

○オンライン調査とは、調査員が各世帯に ID、パスワードを配布し、世帯はパソコンまたはスマートフォンにより回答するものです。

○オンライン回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンライン回答期間を設定する方式で調査を実施。オンライン回答のなかった世帯にのみに調査票を配布し、合理的・効率的な調査実施を図ります。

○世帯は記入済み調査票について、調査員に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し提出します。

調査のスケジュール

平成26年度

1月下旬 各局区へ代表指導員及び指導員推薦依頼

3月20日 堺市自治連合協議会(役員会)へ協力依頼

平成27年度

4月1日 国勢調査堺市実施本部設置(本部員発令)

4月7日 堺市自治連合協議会(定例会)へ協力依頼

4月28日 代表指導員説明会(代表指導員発令)

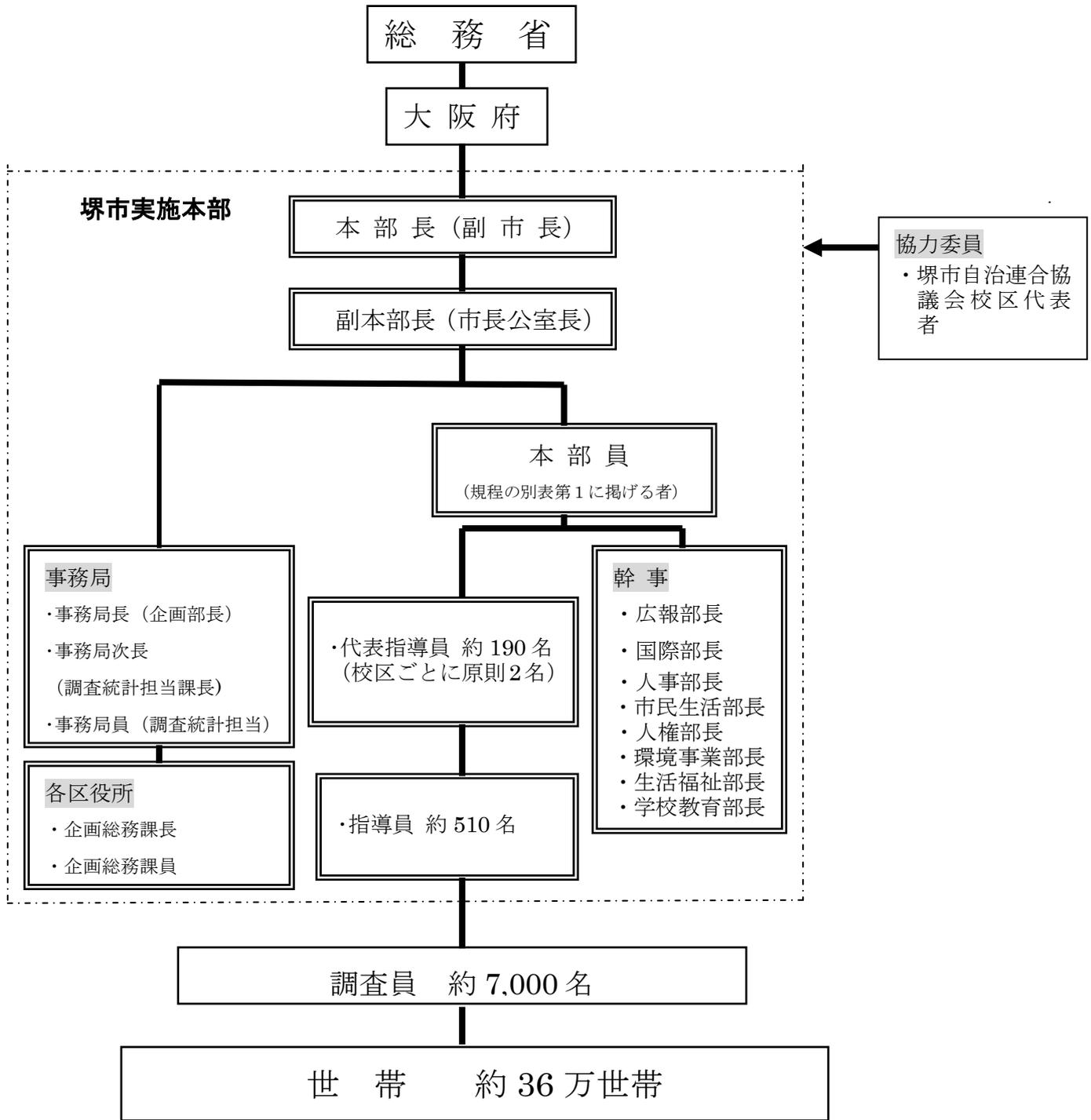
7月15日 指導員発令

8月6・7・10日 指導員説明会

8月下旬～ 調査員説明会

9月上旬～10月中旬 実施期間(オンライン回答・郵送回答など)

平成 27 年国勢調査堺市実施本部体制（案）



◎ 調査区数 7,006区 ※前回調査区数 6,794区

◎ 対象世帯数 約36万世帯

※前回調査対象世帯数 344,465世帯

平成 27 年国勢調査堺市実施本部規程（案）

（設置）

第 1 条 平成 27 年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に当たり、効率的な実施体制を整え、国勢調査の実施について万全を期するため、平成 27 年国勢調査堺市実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 実施本部は、本部長、副本部長、本部員、幹事、代表指導員及び指導員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長公室担任副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市長公室長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 代表指導員及び指導員は、本市の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（職務）

第 3 条 本部長は、国勢調査の実施に関する事務を統括し、指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて、国勢調査の実施に関する事務を分担する。
- 4 幹事は、国勢調査の実施について、必要な助言を行う。
- 5 代表指導員は、本部長の命を受けて、担当小学校区の指導員及び調査員を選考するとともに、当該小学校区の国勢調査を統括する。
- 6 指導員は、本部長の命を受けて、代表指導員と協力し、担当調査区における円滑な国勢調査の推進に当たる。

（事務局）

第 4 条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員で組織する。
- 3 事務局長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局次長は、調査統計担当課長の職にある者をもって充てる。
- 5 事務局員は、企画部の職員のうちから企画部長が指名する。
- 6 事務局長は、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、実施本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、示達の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項及び第6項の規定にかかわらず、実施本部は、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定めるところにより組織する。

(1) この庁達の施行の日から平成27年4月27日まで 本部長、副本部長、本部員及び幹事

(2) 平成27年4月28日から平成27年7月14日まで 本部長、副本部長、本部員、幹事及び代表指導員

(この庁達の失効)

3 この庁達は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条第4項関係)

危機管理監

総務局長

財政局長

市民人権局長

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

子ども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

堺区長

中区長

東区長

西区長

南区長

北区長

美原区長

消防局長

会計管理者

上下水道局次長

教育次長 (管理担当)

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

農業委員会事務局長

人事委員会事務局長

議会事務局長

別表第2（第2条第5項関係）

広報部長

国際部長

人事部長

市民生活部長

人権部長

環境事業部長

生活福祉部長

学校教育部長

局・区	代表指導員	指導員	計	備考（除外した職員数）
市長公室	3	8	11	東京事務所(6) 調査統計担当(6)
危機管理室	1	2	3	
総務局	5	13	18	
財政局	15	41	56	
市民人権局	4	12	16	
文化観光局	6	17	23	
環境局	11	29	40	
健康福祉局	18	51	69	
子ども青少年局	8	20	28	保育士(234)
産業振興局	4	10	14	
建築都市局	13	35	48	
建設局	16	43	59	
堺区	10	26	36	企画総務課(1)
中区	5	14	19	〃
東区	4	11	15	〃
西区	6	15	21	〃
南区	7	19	26	〃
北区	6	17	23	〃
美原区	4	10	14	〃
消防局	0	0	0	消防局(852)
会計室	1	2	3	
上下水道局	20	57	77	
教育委員会事務局	16	48	64	
選挙管理委員会事務局	1	1	2	
監査委員事務局	1	2	3	
農業委員会事務局	1	0	1	
人事委員会事務局	1	1	2	
議会事務局	1	4	5	
計	188	508	696	

※指導員数については未定のため前回時を参考に 696 人（概ね 10 調査区に 1 人）で積算

※（代表）指導員の積算にあたっては平成 27 年 3 月 31 日付け退職予定者を除いています。